基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が旧建築基準法第77条の58第１項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ホ　「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十項及び第十九条の十一の三第一項から第八項までに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表第二の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。